新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継

続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動 の継続

に資する環境の整備を図るため、 旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈してい る宿

泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、 当該求めに正当な理由なく応じな

1 場合に宿泊を拒むことができることとするほか、 旅館業その他の生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る

手続の整備等の措置を講ずること。

第二 旅館業法の一部改正

一 宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めに関する事項

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下この一において 「感染症法」とい

う。)に規定する一類感染症、 二類感染症、 新型インフルエンザ等感染症、 指定感染症 (入院又は宿

泊療養若しくは自宅療養に係る感染症法の規定が準用されるものに限る。 以下同じ。)及び新感染症

を「特定感染症」と定義すること。 (第二条第六項関係)

2 営業者は、 宿泊しようとする者に対し、 旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な

限度において、 特定感染症国内発生期間に限り、 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次の協力を求

めることができるものとすること。 (第四条の二第一項関係)

(-)特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

1

当該者が特定感染症の患者等

(特定感染症

(新感染症を除く。)の患者、一類感染症、二類感

染症、 新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見が

ある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほ

とんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。以下同じ。)であるかどうかが明らかで

ない場合において、 医師の診断の結果その他の当該者が特定感染症の患者等であるかどうかを確

認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより

営業者に報告すること。

口 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことそ

 \mathcal{O} 他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

- (二)特定感染症の患者等 (一の口に掲げる協力
- (三) 一及び二に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項

認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協

力として政令で定めるもの

 \mathcal{O}

確

3 2の特定感染症国内発生期間は、 次に掲げる特定感染症の区分に応じ、それぞれ次の期間 (特定感

染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるものにあっては、 政令で定める期

- 間)とすること。(第四条の二第二項関係)
- の発生がなくなった旨の公表が行われるまでの間 一類感染症及び二類感染症 当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、国内で
- (__) 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症 当該感染症が国内で発生した旨の公表が行わ れたと

について一類感染症に係る感染症法の規定を適用することを定める政令の廃止が行われるまでの間

エンザ等感染症と認められなくなった旨の公表又は当該

咳感染症

きから、

当該感染症が新型インフル

(三) に宿 国的 は宿 指定感染症 泊療養及び自宅療養に係る感染症法の規定がいずれも準用されなくなるときまでの間 かつ急速なまん延のおそれがなくなった旨の公表が行われ、 泊療養若しくは自宅療養に係る感染症法の規定が準用されたときから、 当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、 又は当該感染症について入院並び かつ、当該感染症について入院又 当該感染症について全

4 め、 る者の意見を聴かなければならないものとすること。 厚生労働大臣は、 感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有す 2の一の口及び三の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、 (第四条の二第三項関係 あらかじ

5 求めに応じなければならないものとすること。 宿泊しようとする者は、営業者から2の協力の求めがあったときは、正当な理由がない限り、 (第四条の二第四項関係) その

1 宿泊しようとする者が、 伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるときに宿泊を拒むこと

旅館業の営業者が宿泊を拒むことができる事由

の見直しに関する事項

ができることとされているところを、 特定感染症の患者等であるときに宿泊を拒むことができるもの

とすること。(第五条第一号関係)

2 一の2の協力の求め(一の2の三に掲げる者にあっては、その者の体温その他の健康状態その他厚

生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。)を受けた者が正当な理由なくこれに応じないと

宿泊を拒むことができるものとすること。 (第五条第二号関係)

3 宿泊しようとする者が、営業者に対し、 その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿

泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、 宿泊を拒むこと

ができるものとすること。(第五条第四号関係)

三 事業譲渡による旅館業の営業者の地位の承継に関する事項

営業者が旅館業を譲渡する場合において、 譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県

知事 (保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。) の承認を受けたとき

は、 譲受人は、 営業者の地位を承継するものとすること。 (第三条の二関係)

四 従業者に対する必要な研修の機会の付与に関する事項

営業者は、 旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、 及び高齢

者、 障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを

提供するため、 その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないものとするこ

と。(第三条の五第二項関係)

五 宿泊者名簿の記載事項の見直しに関する事項

営業者が旅館業の施設等に備え、 都道· 府県知事 の要求に応じて提出しなければならない宿泊者名簿の

記 載事 項について、 宿泊者の職業を削除し、 宿泊者の連絡先を追加すること。 (第六条第一 項関係

六 その他所要の改正を行うこと。

第三 食品 衛生法、 理容師 法、 興行場法、 公衆浴場法、 クリーニング業法、 美容師法及び食鳥処理の事業の

規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正

営業を譲渡する場合の営業者の地位の承継について、第二の三に準じた改正を行うこと。 (食品衛生法

第五十六条、 理容師法第十一条の三、 興行場法第二条の二、公衆浴場法第二条の二、クリーニング業法第

五条の三、 美容師法第十二条の二及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第七条関係

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める

日から施行するものとすること。(附則第一条関係)

二 検討

政府は、 この法律の施行後三年を経過した場合において、第二の規定の施行の状況を勘案し、必要が

あると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

ること。(附則第二条関係)

三 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。 (附則第三条から第十二条まで関係)